

日本古代史の視点から

宴の場の成立

松尾 光

一、歌が残される条件

第一回万葉古代学研究所主宰共同研究（研究代表者・寺川真知夫所長）のテーマは、「ユーラシア大陸と万葉集Ⅰ」と定められた。そのテーマにそって議論が深められていくなかで、どのような歌がどのような場所で詠われ、またそれがどのように記録されてきたのかということが問題として意識されるようになった。

このなりゆきをうけて、筆者は、宮廷における宴の場の成立を考えてみることにした。

『魏志』（岩波文庫本）倭人条によれば、

始め死するや停喪十余日、時に当りて肉を食わず、喪主哭泣し、他人就いて歌舞・飲酒す。

とあり、また「人性酒を嗜む」ともあるから、人々の間での酒宴はむかしから行なわれたろう。ただ、その場所は一軒の家のなかでいとみられる。一方王宮では、

王となりしより以来、見るある者少なく、婢千人を以て自ら侍せしむ。ただ男子一人あり、飲食を給し、辞を伝え居処に出入す。

とあり、宮廷内には、臣下などが出入りすることはなかった。これはたまたま女王であったからで、「男子一人」が主宰するべつの宮室があり、宴が行なわれていたかもしれない。

ともあれ、歌は古代社会においてどこでもとうぜん詠われた。上に見たように喪家のなかでも、村人が集う春の若菜摘み・収穫祭や新室宴・歌垣などでも、おのおのの氏族・豪族の寄り集まりでも詠まれる。すべていちどだけの、その場かぎりの歌の掛け合いである。しかし個人の家なかで詠まれた歌は、おおむね残らない。男女二人のあいだでひそかに交わされた愛の歌々は、ひそかに交わされたがためにだれの目にもふれることなく消え去っていく。そこでの歌々を、そこに居もしなかった私たちが目にできるはずがない。それならば歌は、どのような場合に残るのだろうか。

歌が残されていく条件は、ひとことでいえば、公然たる場で詠まれることといえる。

もちろん大伴家持などは編集にかかわったとみなされるから、だれにも知られることのない自分の手もとにあった歌でも記録できた。また詠まれたことがなくとも、家持がじかに蒐集できるような状態の書かれた歌々がなにかあったかもしれない。そうした『万葉集』にとってごく特殊な立場にいた人たちをのぞけば、伝承されて多くの人々に詠まれてきたものか、または公然たる場で詠まれてそこでだれかによって記録されたもの。そのためにいまに伝わっている、という事情の歌が多いだろう。一部に秘伝があるとしても、伝承されるのは公然と詠われているからだろう。ようするにおおむねは公然たる場所で詠まれなければ、古代びとの口ずさんだ歌はほとんど残らなかったはずである。

したがって、代々引き継いでいくべきだとされた氏族の誇りにつながるような歌や人々に愛唱され伝承された歌はともかくとして、記録する人がいなかった場で詠まれた歌はほぼ姿を消している。

では、歌を記録する人が陪席しているような場とはいったいどのようなものか。それを想定すれば、おそらくすくなくともその当初は古代宮廷しかあるまい。詠まれた歌をすぐさま文字に起こして記録できる能力を持っている人など、そこここにいるものでない。筆録は、大王の宮廷ならではというべき特殊技能である。そうであれば、大王の宮廷で歌が詠まれたとき、歌は記録されることになる。そ

ういうことであろう。

まずは、そうした宮廷がいつから成立したのか。ついで宮廷と宮廷歌人との関係を考えていきたいと思う。とはいえそうした課題に対して、残されている文献はわずかなものである。そうしたなかから、おおくの臆測をまじえて探っていくことをお許し願いたい。

二、宮廷の成立

まずは宮廷だが、その意味を限定しておこう。

大王家も一つの氏族であり、氏族として集う場を持っていた。そして氏族も、それぞれに氏族として氏上の家（や）に集うことがあった。氏族の中樞の構成員がまた親族たちがやや広がりをもって集って、宴がもたれることもあったろう。しかしこの段階での大王の王宮は、まだ宮廷と呼べない。

大和王権成立後の早い時期、大夫（閣僚）クラスの氏族の氏上は、大王のもとに集まって王権としての課題を討議し、おおわくについて決定する。課題にそって担当氏族を決めたり、そのそれぞれの任務の内容を決めるくらいのはして、三々五々別れていくのだろう。そののちに残った大王や大臣・大連はしばしば寄り集まって、会議で決められた事項を詰めていく。そして氏族の氏上に連絡する。

たとえば忌部連氏・中臣連氏は、宮廷祭祀を行なう。それが大和王権内での職務であり、それだけを実施するための氏族として存在している。忌部連氏・中臣連氏と称する以上、職務がひまなときに、その職務以外のべつの職務もこなすよう求められることはない。朝廷内の役割分担は確定している。

忌部連氏・中臣連氏は、王権中樞から「某月某日に某斎会を実施する。仕度を整えよ」という職務命令をうけたなら、それにあわせたことを行なえばよい。命令を受けたならばみずからの氏族の本拠地に立ち戻り、ただちにその氏族の本拠地を中心となる氏族員を集めて分担を決め、指令に即した忌部・中臣部などの部民の動員を計画する。計画ができた段階でその計画を大王家などに検討してもらうわけでもないし、承認を求めなくてよい。ほかの氏族としてみても、氏族員の配置や部民の動員計画をかりに受け取ったとして、よかれと思って手伝うこともできないし、その仕方について口出しすることもない。口出しできないのであれば、ほかの氏族がそこにおいて論議に参加する必要などまったくない。これならば命令を伝えるときは、その担当の氏族の氏の上だけが聞きにいけばよい。ほかの業務の氏の上たちが一定の場所・一定の時間に集まるだけの必然性がない。その担当氏族が職務を全うしないのなら、その職責を果たせずに失敗したのなら、ほかの氏族がその職掌を襲うこともありえようが、職名を負わないかぎりほかの氏族の職務には手出しできない。

こうした職務機能を持った伴造氏族の氏の上は、本拠地において呼び出しを待つか、または大王・大臣・大連などからの使者がやってくるのを待つのみである。氏の上が本拠地にいたままではもちろんだが、いっせいではなく時間の差がついた状態で三々五々集まるのでは、王宮に宮廷も宴会の場も生じない。

職務別に仕切られた分掌体制のなかでは、大王のもとに集まる必要があるのは大夫層だけである。その大夫の数は、靈龜二年（716）、一氏一代表の原則が破られる直前の議政官の顔ぶれを『公卿補任』（新訂増補国史大系本）で窺うと、

左大臣	正二位	石上朝臣磨
右大臣	正二位	藤原朝臣不比等
中納言	正三位	粟田朝臣真人
	従三位	阿倍朝臣宿奈磨

巨勢朝臣麿

参議 闕

非参議 正三位

長屋王

従三位

丹治比真人池守

であって、皇族や非参議を入れても七名である。これは後代の資料だが、飛鳥時代に溯ってみてもおそらく大夫層の数はせいぜい六～七氏族の代表であろう。宴会がなかったともいえないが、宮廷の宴会という規模にならない。大王を中心として廷臣たちが居並ぶという宮廷の宴会の場の生じる条件が、まだ整っていない。

おおくの廷臣たちが居並ぶ宮廷が成立するのは、いったいつからか。それはおそらく大王を中心として中央集権化が進むことによって、大王のまわりにしだいに作られていくのであろう。

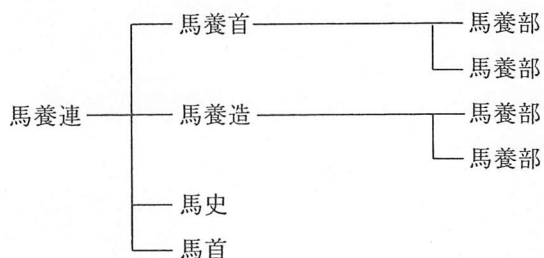
○官の成立

その中央集権化は、大王の周辺に官司が成立していくことで具体的に確認できる。成立していった官司で現在判明しているのは、山官・馬官・鳥官・尻官である。

馬官は『日本書紀』（日本古典文学大系本）推古天皇元年（593）四月己卯条に、

母の皇后を穴穂部間人皇女と曰す。皇后、懐妊開胎さむとする日に、禁中に巡行して、諸司を監察たまふ。馬司に至りたまひて、乃ち厩の戸に当りて、労みたまはずして、忽に産れませり。

とある。馬養連→馬養部（馬甘部）の部民制的な関係は、



と考えられる。その組織の上に馬官が設置されたのである。

鳥官の記載は『日本書紀』雄略天皇十一年十月条に、

鳥官の禽、菟田の人の狗の為に嚙はれて死ぬ。天皇瞋りて、面を黥みて鳥養部としたまふ。是に、信濃国の直丁と武蔵国の直丁と、侍宿せり。相謂りて曰はく、「嗟乎、我が国に積ける鳥の高さ、小墓に同じ。旦暮にして食へども、尚其の余有り。今天皇、一の鳥の故に由りて、人の面を黥む。太だ道理無し。

と見える。ここには、鳥官が先行し、のちに鳥養部が生じたように書かれているが、もちろんその先後は逆である。

また尻官は「法隆寺釈迦三尊像台座裏墨書」に、

相見兮陵面 楽識心陵了時者

辛巳年八月九月作

留保分七段

書屋一段

尻官三段 御支□三段

福費二段

とあるなかに見える。辛巳年は621年のことで、推古天皇二十九年にあたる。尻官とは尻すなわち後

のことで、後宮を掌る役所であろうか。

のころ山官は『日本書紀』顕宗天皇元年四月丁未条に、

詔して曰はく、「凡そ人主の民を勧むる所以は、惟授官ふなり。……夫れ前播磨国司来目部小楯、更の名は磐楯。求め迎へて朕を挙ぐ。厥の功茂し。志願しからむ所、難ること勿く言せ」とのたまふ。小楯、謝りて曰さく、「山官、宿より願しき所なり」とまうす。乃ち山官に拜して、改めて姓を山部連の氏と賜ふ。吉備臣を以て副として、山守部を以て民とす。

とあり、山官の名がはじめて見られる。

この山官を例として、官の成立することによって、従来の部民制すなわち山部連氏→山部がどのようにかわったのかを解説してみる。それは、おそらく下図のようになる。



すなわちもともと山部連氏は、みずからの氏族員が朝廷での職務を請け負って成立した。その仕事果たしうるようになるため、大和王権はその支配地とそこに居住する一般農民を山部連氏に与える。その一般農民は、支配者である豪族の名をつけられ、山部と命名される。かれらは、山部連氏の果たすべき仕事内容に応じて、貢納物を作製したり、動員されたりした。しかし氏族の仕事内容が広がり氏族の力も大きくなってくると、王権中枢から支配権を認められる土地・人民も増加する。それらについて、山部連氏の族員を細分してあてつづけるわけにいかないとすれば、その地域の有力者に管理を委ねることになる。その人たちは山部連氏の血縁でないが、仕事は同じ系統の内容なので山部首氏となる。姓が変わっているだけだが、それで同族・血縁でないとわかる。また大和王権は各地に盤踞する地方豪族を制圧し、配下の国造に組み込んできた。地方豪族は国造として服属するさいし、一部の土地・人民を差し出す。それが制圧にあたった山部連に分与されればその部民として山部となる。そしてその山部をその地域で一括して管理させるために国造の一族を割き出させ、彼らを山部直氏と改名させるのである。

以上が従来の組織である。この上に山官を置くことになる。中央の役所である山官が、山部連にさせていた仕事を管理・制禦する。もちろん山部連は仕事がやりにくくなるわけで、自分たちだけの判断ができなくなり、計画を提出して現状や結果などを報告し、それらのチェックをうけなければならぬ。王権中央としても、そうした提案は氏族を怒らせ大きな反対を覚悟することになる。こういう場合、制度の導入と移行は、とうぜんそうした方法で出発しない。まずは山部連の氏の上が山官となる。それがいちばん抵抗感がない。山部連にとっても、それなら同じことである。役所の形をとるかどうか、にすぎない。そういう形で導入されていったのが、この官司制であったろう。

しかし大きく変わってしまう点もある。それは山部連氏の本拠地で会合・打ち合わせなどがなくなることだ。山官は王宮の近くに設置されるため、山部連氏の族員はわざわざ王宮の近くまでのぼってくることになる。王権中枢からすれば連絡が緊密にとれるようになり、中央の監視・制禦がしやすくなった。中央集権化政策といわれるゆえんである。山部連にとっての利益は、あえていえば王権中央との相互理解が格段に精確となり、ほかの部署の動きとの関係もかんたんにわかるようになったことだろうか。

こうして王宮のまわりには山官・鳥官などの庁舎が作られていくが、ひとたび官庁やそれに附随す

る倉庫・厩舎などが造られると、こんどは大王がかわったからといって王宮をはるか離れたところにもっていかれたのでは困る。また官庁・倉庫・厩舎などを建て直さなければならないからだ。そこで⁽¹⁾しだいに王宮の移転地域が制約され、飛鳥地域に王宮が集中していくこととなる。

○大王家の経済基盤

こうした中央集権化政策は、大局的に考えれば中国・韓国の影響であり、王権が成長してくるなかでかならず志向される歴史に共通する道程だろう。ただしそれが実施できるかどうかは、もちろんそれぞれの王権内の力関係が影響する。それはともあれ、いったいこの動きが顕著になるのはいつごろからなのだろうか。

おそらくそれは、推古朝前後のことと推測されている。⁽²⁾

それが目に明らかになる具体例としては、大王家の大后に独自の経済基盤が生じていくことがある。『日本書紀』允恭天皇二年二月己酉条には、

忍坂大中姫を立てて皇后とす。是の日に、皇后の為に刑部を定む。

とあり、刑部という字はのちにその部民の統括者が解部の職務に携わったためであろうが、もともとは忍坂大中姫の名代・子代として設定されたものである。

『日本書紀』允恭天皇十一年三月丙午条にも、

時に天皇、大伴室屋連に詔して曰ひしく、「朕、頃美麗き嬢子を得たり。是、皇后の母弟なり。

朕が心に異に愛しとおもふ。冀はくは其の名を後葉に伝へむと欲ふこと、奈何に」とのたまひき。

室屋連、勅に依せて奏すに可されぬ。則ち諸国造等に科せて、衣通郎姫の為に、藤原部を定む。

とあり、衣通郎姫すなわち本名・藤原琴節郎女にちなんで名代が設定された。さらに雄略天皇の大后・草香幡梭姫皇女に日下部、安閑天皇の大后・春日山田皇女に春日部がつけられた。六世紀代から皇族出身の大后を特別視する傾向が生じ、これらの財源をもとにして、大后の政治的な発言力も増していくこととなる。

もっとも欽明天皇の後について、『日本書紀』では石姫を皇后とし、堅塩媛を妃とする。だが『天寿国繡帳』では堅塩媛を大后とする。用明天皇の後についても、『日本書紀』『天寿国繡帳』がトップとする穴穂部間人皇女を、『古事記』は筆頭にしない。つまり皇后（大后）は追記で、名称として不安定なものだった。こうした不安定な状態では、大后そのものの政治的な位置づけもそう定まっていたとはいえない。

そうしたなか、『日本書紀』敏達天皇六年（577）二月甲辰条には、

詔して日祀部・私部を置く。

とある。敏達天皇四年十一月条に「皇后広姫、薨りましぬ」とあり、前大后に対してつける意思がなかった。この私部は、五年三月戊子条で冊立された額田部皇女を経済的に支えようと意図的に設定されたものである。その設定時期から推測すると、創案者は蘇我馬子とみるのが穏当だろう。

しかも『日本書紀』推古天皇十五年（607）二月甲辰条には、

壬生部を定む。

とある。この壬生部については『日本書紀』皇極天皇元年（642）是歳条に、

更に悉に上宮の乳部の民を聚めて、乳部、此をば美父といふ。埜埜所に役使ふ。是に、上宮大郎姫王、発憤りて歎きて曰はく、「蘇我臣、専国の政を擅にして、多に行無禮す。天に二つの日無く、国に二の王無し。何に由りてか意の任に悉に封せる民を役ふ。」

とあり、上宮大郎姫王は厩戸皇子の娘・春米女王のことであろうか。蘇我氏との争いのもととなって

いる。

このうち私部はのちに中宮湯沐へ転じ、壬生部（乳部）は湯沐邑→東宮湯沐に変化していくものと思われる。この二種の部民は、私部が太后の地位に、壬生部が皇子中の長老の地位に、それぞれ付属して設定されたものであることに特色がある。すなわち王権中枢の大王家のうちのさらに執政者の政治的地位を高める前提作業として経済的な基盤を強化し、もって中央集権化が収斂していくさを明瞭にしておく意味があったと思われる。

これを主導したのは、経済官僚として頭角をあらわしていた蘇我臣氏だった。欽明天皇十六年（555）七月、蘇我稲目は穂積磐弓をともなつて吉備五郡に白猪屯倉を設置した。その翌年には白猪屯倉の一部と見られる吉備児島屯倉に対して、葛城山田瑞子を田令として派遣した。従来は現地の国造の一族を三宅直などと改称させて管理者につけていくのだが、ここでは中央から派遣して管理させている。そして敏達天皇二年には、蘇我馬子⁽³⁾がみずから出向いて白猪屯倉の田部（専属耕作者）を増員させ、しかもその田部の戸籍を作らせて白猪胆津に管理させたという。つまり田部として屯倉を耕作する個人名を記入した丁籍を作らせ、個別人身支配を実現したのである。これは大化改新で行なわれた公民化政策のさきどりといえるもので、中央政府による一元管理、中央集権体制づくりの実験場であった。

以上のように六世紀後半から七世紀はじめにかけ、蘇我稲目・馬子などをおもな担い手として大和王権の中央集権化が進められる。部民制の上に官司がのっかり、直接的で細部にわたる屯倉の管理がはじまる。またそれを可能にするために、大王家と中央政府の財源の強化が図られる。これらの政策によって、国家の中央集権性が高まっていくのである。

三、古代文献のなかの宴

上記のような国家体制の変化を受け、大王の宮のまわりに官司が設けられると、そこに常駐する官吏が出現するようになる。その官吏たちを集め、大王を中心とする宴の場がはじめて持たれるようになるのではないか。

官吏すなわち群臣たちを集めた宴会は、いつからはじまるのか。このようすを古代の文献史料に辿ってみる。まずは『日本書紀』を繙いて、関係記事を編年順に並べてみよう。

(イ)『日本書紀』の宴会記事

○『日本書紀』神武天皇即位前紀戊午年十月癸巳条

乃ち願に道臣命に勅すらく、「汝、大来目部らを帥めて、大室を忍坂邑に作りて、盛に宴饗を設けて、虜を誘りて取れ」とのたまふ。道臣命、是に、密の旨を奉りて、罾を忍坂に掘りて、我が猛き卒を選びて、虜と雑ぜ居う。陰に期りて曰はく、「酒酣の後に、吾は起ちて歌はむ。汝等、吾が歌の声を聞きて、則ち一時に虜を刺せ」といふ。已にして坐定りて酒行る。虜、我が陰謀有ることを知らずして、情の任に徑に酔ひぬ。時に、道臣命、乃ち起ちて、歌して曰はく、

忍坂の 大室屋に 人多に 入り居りとも 人多はに 来入り居りとも みつみつし 来目の
子等が 頭椎い 石椎い持ち 撃ちてし止まむ

時に我が卒、歌を聞きて、俱に其の頭椎剣を抜きて、一時に虜を殺しつ。虜、復嚙類者無し。皇軍大きに悦びて、天を仰ぎて咲ふ。困りて歌して曰はく、

今はよ 今はよ ああしやを 今だにも 吾子よ 今だにも 吾子よ
今来目部が歌ひて後に大きに晒ふは、是其の縁なり。又歌して曰はく、

夷を 一人 百人 人は云へども 抵抗もせず

此皆、密旨を承けて歌ふ。敢へて自ら専なるに非ず。時に天皇の曰はく、「戦勝ちて驕ること無

きは、良将の行なり。今魁なる賊已に滅びて、同じく悪しくありし者、匈匈りつつ十数群あり。其の情知るべからず。如何ぞ久しく一処に居て、制変すること無けむ」とのたまふ。乃ち徙てて別処に営す。

○『日本書紀』崇神天皇八年十二月乙卯条

如此歌して、神宮に宴す。即ち宴竟りて、諸大夫等歌して曰はく……

○『日本書紀』景行天皇二十七年十二月条

亦是川上梟帥と曰ふ。悉に親族を集へて宴せむとす。

○『日本書紀』景行天皇五十一年戊子条

群卿を招して宴きこしめすこと、日数ぬ。時に皇子稚足彦尊・武内宿禰、宴の庭に参赴す。

○『日本書紀』神功皇后摂政十三年二月癸酉条

太子、角鹿より至りたまふ。是の日に、皇太后、太子に大殿に宴したまふ。皇太后、觴を挙げて太子に寿したまふ。

上の五例については大王自体の実在性が乏しいので、記事内容の信憑性についても評価しがたい。四例目には「群卿を招して宴きこしめす」とあるが、群臣たちが列なる宴がほんとうに催されたとは受けとれない。

○『日本書紀』応神天皇十三年九月条

是を以て、天皇、後宮に宴きこしめす日に、始めて髪長媛を喚して、因りて、宴の席に坐らしむ。時に大鷦鷯尊を搦して、髪長媛を指したまひて、乃ち歌して曰はく……。

○『日本書紀』仁徳天皇四十年是歳条

新嘗の月に当りて、宴会の日を以て、酒を内外命婦に賜ふ。是に、近江山君稚守山が妻と采女磐坂媛と、二の女の手、良き珠纏けること有り。皇后、其の珠を見ず、既に雌鳥皇女の珠に似たり。則ち疑ひて、有司に命して、其の玉を得し由を推へ問はしめたまふ。対へて言さく、「佐伯直阿俄能胡が妻の玉なり」とまうす。仍りて阿俄能胡を推へ鞠ふ。対へて曰さく、「皇女を誅しし日に、探りて取りき」とまうす。即ち將に阿俄能胡を殺さむとす。是に、阿俄能胡、乃ち己が私の地を献りて、死贖はむと請す。故、其の地を納めて死罪を赦す。是を以て、其の地を号けて玉代と曰ふ。

○『日本書紀』履中天皇三年十一月辛未条

天皇、両枝船を磐余市磯池に泛べたまふ。皇妃と各分ち乗りて遊宴びたまふ。膳臣余磯、酒献る。時に桜の花、御盞に落れり。天皇、異びたまひて、則ち物部長眞胆連を召して、詔して曰はく、「是の花、非時にして来れり。其れ何処の花ならむ。汝、自ら求むべし」とのたまふ。是に、長眞胆連、独花を尋ねて、掖上室山に獲て、献る。天皇、其の希有しきことを歎びて、即ち宮の名としたまふ。故、磐余稚桜宮と謂す。其れ此の縁なり。是の日に、長眞胆連の本姓を改めて、稚桜部造と曰ふ。又、膳臣余磯を号けて、稚桜部臣と曰ふ。

○『日本書紀』允恭天皇五年七月己丑条

則ち亦吾襲を葛城に遣して、玉田宿禰を視しむ。玉田宿禰、方に男女を集へて、酒宴す。

○『日本書紀』允恭天皇七年十二月壬戌条

新室に譙す。

上の五例も大王の実在性に、ここでも問題がある。膳余磯の名が見られるので、膳臣氏の所伝かもしれないが、少なくとも文面通りの記録があったのかいささか疑わしい。記事内容を見ると「後宮」「内外命婦」「皇妃」が待っている宴会の風景であって、かりに催されていたとしても大王家の私的な

宴のようだ。群卿が並んでいたわけではなく、膳氏は群臣としてでなく、係員として宴に奉仕していたのである。なお四例目は、葛城氏の氏としての宴の場の光景である。

○『日本書紀』雄略天皇三年八月条

穴穗天皇、沐浴まむと意して、山宮に幸す。遂に樓に登りまして遊目たまふ。因りて酒を命じて肆宴す。爾して乃ち情盤樂極りて、問ふるに言談を以てして、顧に皇后に謂ひて曰はく、「吾妹、汝は親しく昵して雖も、朕、眉輪王を畏る」とのたまふ。

○『日本書紀』清寧天皇三年十一月戊辰条

臣・連に大庭に宴す。綿・帛を賜ふ。皆其の自ら取るが任に、尽力にして出づ。

○『日本書紀』顕宗天皇元年三月条

上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。

○『日本書紀』顕宗天皇二年三月条

上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。是の時に、喜に公卿大夫・臣・連・国造・伴造を集へて、宴したまふ。群臣、頻に称万歳す。

○『日本書紀』顕宗天皇二年十月癸亥条

群臣に宴したまふ。是の時、天下、安く平にして、民、徭役はるること無し。歳比に登稔て、百姓殷に富めり。

○『日本書紀』仁賢天皇二年九月条

難波小野皇后、宿、敬なかりしことを恐りて自ら死せましぬ。

弘計天皇の時に、皇太子億計、宴に侍りたまふ。瓜を取りて喫ひたまはむとするに、刀子無し。弘計天皇、親ら刀子を執りて、其の夫人小野に命せて伝へ進らしめたまふ。夫人、前に就きて、立ちながら刀子を瓜盤に置く。是の日に、更に酒を酌みて、立ちながら皇太子を喚ぶ。斯の敬なかりしに縁りて、誅せられむことを恐りて自ら死せましぬ。

上の六例の時期は、中央集権化政策が著しく目立つ推古朝を目前にしている。ここにはいくつかの注目すべき事柄がある。たとえば二例目には「臣・連に大庭に宴す」とある。この記載が事実ならば、後宮など大王の家族的範囲での宴でなく、臣下を交えた本格的な宮廷宴会の初見となる。しかしこの記事は『隋書』高祖紀と同じで、その表現通りのことが日本であったのかどうか疑問が残る。つぎに四例目に「上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。是の時に、喜に公卿大夫・臣・連・国造・伴造を集へて、宴したまふ」とあり、この記事は宮中の年中行事である上巳の宴の初見である。群臣を集めて宴会があってもおかしくない。ただこれにもいささか問題があり、これに続く上巳の宴は『日本書紀』には見えない。つぎは『続日本紀』文武天皇五年（701）三月丙子条の記載になる。上巳の宴の起源としたかったのだろうか、後世の行事の知識が紛れ込んで記載されたとも考えられる。ほんとうに催された宴会の記録だったのかどうか、判断がむずかしい。そのなかでどうやら宮廷宴会のほぼ確実な起源は、次の記事であろう。すなわち、

○『日本書紀』推古天皇二十年正月丁亥（七日）条

置酒して群卿に宴す。是の日に、大臣壽上りて歌ひて曰さく、

やすみしし 我が大君の 隠ります 天の八十蔭 出で立たす 御空を見れば 萬代に 斯くしもがも 千代にも 斯くしもがも 畏みて 仕へ奉らむ 拜みて 仕へまつらむ 歌献きまつる

天皇、和へて曰はく、

眞蘇我よ 蘇我の子らは 馬ならば 日向の駒 太刀ならば 呉の眞刀 諾しかも 蘇我の

子らを 大君の使はすらしき

とある。これは正月七日に催されており、のちに正月恒例の年中行事となる白馬節会のことである。正月七日に「群卿に宴」した初例である。これもその直後からの宴会記事は途絶えるが、左に掲げる通り天武天皇二年正月癸巳条以降からは連続して記載されている。おそらく天武天皇二年以降から連続して記録されているが、『日本書紀』編者にはこの行事の淵源は推古朝にあったと確信できる記憶または信の置ける記録があったのであろう。

○『日本書紀』齊明天皇五年三月戊寅条

天皇、吉野に幸して、肆宴す。

○『日本書紀』天智天皇七年正月壬辰（七日）条

群臣に内裏に宴したまふ。

○『日本書紀』天智天皇七年七月条

又浜台の下に、諸の魚、水を覆ひて至る。又蝦夷に饗たまふ。又舍人等に命して、宴を所々にせしむ。

○『日本書紀』天智天皇十年五月辛丑条

天皇、西の小殿に御す。皇太子・群臣、宴に侍り。是に田儻再び奏る。

上の三例は、壬申の乱によって近江宮にあった資料類は失われたはずであるから、氏族などにあった記録をもとにした記述だろう。齊明朝には群臣を従えた行幸とそれにとまなう宴会があり、天智朝にも宮廷の恒例行事としての宴会が整ってきたことが窺える。

つづいて以下に天武朝・持統朝の記事を掲げる。

○『日本書紀』天武天皇二年正月癸巳（七日）条

置酒して群臣に宴したまふ。

○『日本書紀』天武天皇四年正月壬子（七日）条

群臣に朝庭に賜宴ふ。

○『日本書紀』天武天皇四年十月庚辰条

置酒して群臣に宴したまふ。

○『日本書紀』天武天皇五年正月甲寅（十五日）条

百寮、初位より以上、薪進る。即日、悉に朝庭に集へて宴賜ふ。

○『日本書紀』天武天皇五年十月乙巳条

置酒して群臣に宴たまふ。

○『日本書紀』天武天皇八年八月己未条

泊瀬に幸して、迹驚淵の上に宴したまふ。

○『日本書紀』天武天皇九年正月甲申（八日）条

天皇、向小殿に御して、王卿に大殿の庭に宴したまふ。

○『日本書紀』天武天皇十年正月丁丑（七日）条

天皇、向小殿に御して、宴したまふ。是の日に、親王・諸王を内安殿に引入る。諸臣、皆外安殿に侍り。共に置酒して楽を賜ふ。

○『日本書紀』天武天皇十一年正月乙未（七日）条

親王より以下群卿に及るまでに、大極殿の前に喚して、宴したまふ。

○『日本書紀』天武天皇十四年九月壬子（九日）条

天皇、旧宮の安殿の庭に宴す。

- 『日本書紀』朱鳥元年正月癸卯（二日）条
大極殿に御して、宴を諸王卿に賜ふ。
- 『日本書紀』朱鳥元年正月丁巳（十六日）条
天皇、大安殿に御して、諸王卿を喚して宴賜ふ。
- 『日本書紀』朱鳥元年正月戊午（十七日）条
後宮に宴したまふ。
- 『日本書紀』持統天皇三年正月庚申（七日）条
公卿に宴して袍袴賜ふ。
- 『日本書紀』持統天皇四年正月庚辰（三日）条
公卿に内裏に宴したまふ。仍、衣裳賜ふ。
- 『日本書紀』持統天皇五年三月甲戌（五日）条
公卿を西の序に宴したまふ。
- 『日本書紀』持統天皇五年七月丙子（七日）条
公卿に宴したまふ。仍りて、朝服賜ふ。
- 『日本書紀』持統天皇六年七月庚子（七日）条
公卿に宴したまふ。
- 『日本書紀』持統天皇八年十二月辛酉（十二日）条
公卿大夫に宴したまふ。
- 『日本書紀』持統天皇九年正月丙戌（七日）条
公卿大夫に内裏に饗たまふ。
- 『日本書紀』持統天皇九年正月乙未（十六日）条
百官の人等に饗たまふ。

上の二十一例は、おおむね正月の年中行事で、皇族・後宮・群臣などで宴会の日時や場所をわけつつ急速に儀式が整えられていったようすが窺える。なお五例目の天武天皇五年十月乙巳条の記事は、のちの孟冬旬にあたる宴会である。

（ロ）『古事記』の宴会記事

『古事記』（日本古典文学大系本）の宴会記事は、①応神天皇段／髪長比売に「天皇豊明聞し看し日に、髪長比売に大御酒の粕を握らしめて、其の太子に賜ひき」、②仁徳天皇段／八田若郎女に「太后豊樂したまはむと為て、御綱粕を採りに、木国に幸行でましし間に、天皇、八田若郎女と婚ひしたまひき」、③仁徳天皇段／鴈の卵の祥瑞に「亦一時、天皇豊樂したまはむと為て、日女島に幸行でましし時、其の島に鴈卵生みき」、④履中天皇段／墨江中王の叛逆に「大嘗に坐して豊明為たまひし時、大御酒に宇良宜て大御寝したまひき」、⑤雄略天皇段／金鉏岡・長谷の百枝槻に「天皇、長谷の百枝槻の下に坐しまして、豊樂為たまひし時、伊勢国の三重嫪、大御盞を指挙げて献りき」とあり、豊明・豊樂と記されている。

全文を掲げないが、これらの記事を通覧すると、大王の動きにまつわる宴会がたしかに催されていたことが知られる。しかしその記事を読むかぎり、群臣たちが居並んでいるという状態は読みとれない。

（ハ）外国使節への饗応記事

宴会は宮廷行事などで群臣を集めて催すほかに、外国の使節などを接待するときにも開かれる。そのときにも大王をはじめとして、多くの廷臣たちが宴会に陪席することがありうる。そこで、外国使節に対する饗応記事を集めて掲げる。

○『日本書紀』清寧天皇四年正月丙辰条

海表の諸蕃の使者に、朝堂に宴す。物賜ふこと、各差あり。

○『日本書紀』欽明天皇二十二年条

新羅、久礼叱及伐干を遣して、調賦貢る。司賓饗遇たまふ礼の数、常に減る。及伐干、忿り恨みて罷りぬ。

○『日本書紀』欽明天皇三十一年五月条

膳臣傾子を越に遣して、高麗の使に饗たまふ。

○『日本書紀』欽明天皇三十一年七月是月条

許勢臣猿と吉士赤鳩とを遣して、難波津より發ちて、船を狭狭波山に控き引して、飾船を装ひて、乃ち往きて近江の北の山に迎へしむ。遂に山背の高械館に引入れしめて、則ち東漢坂上直子麻呂・錦部首大石を遣して、守護とす。更、高麗の使者を相楽の館に饗たまふ。

○『日本書紀』推古天皇十六年八月丙辰条、

唐の客等を朝に饗たまふ。

○『日本書紀』推古天皇十六年九月乙亥条、

客等を難波の大郡に饗たまふ。

○『日本書紀』皇極天皇元年七月乙亥条

百済の使人大佐平智積等に朝に饗たまふ。乃ち健兒に命せて、翹岐が前に相撲らしむ。智積等、宴畢りて退でて、翹岐が門を拝す。

ここでは、七例を検出した。「朝堂に宴す」「朝に饗たまふ」「宴畢りて」とあり、記載からは宮廷内に群臣を集めて外国使節をもてなす宴がもたれていたとも読める。しかし群臣の姿は、まったく確認できない。この朝での宴は、大王家として行なうものかもしれない。というのは、ほかの記事では膳臣傾子が越で高句麗の使に、許勢臣猿・吉士赤鳩が相楽館で高句麗の使者を迎えており、出迎え担当氏族が饗応する形になっている。唐客の接待に対しても難波の大郡で饗応したのなら、このさいも担当氏族が宴を取り仕切ったであろう。つまり氏族の一種としての大王家が朝堂で饗応するのであって、宮廷全体で群臣を集わせて外国使節を饗応する場は設けていなかった。蘇我蝦夷が百済の使人を自邸で接待し、長屋王が作宝楼で新羅使人を饗応しているように、あくまでも各使節が滞在している間にそれぞれの家として接待するものであったらしい。

四、宴と万葉歌

縷々述べてきたことを纏めると、大和王権の中枢部の宮廷に群臣が集まって宴が催されるようになるのは、六世紀後半から七世紀前半の中央集権化政策の実があがってからのことである。外国使節の接待にともなう宴会もあったろうが、それは大王家や派遣された氏族などが個別に開くものであって、廷臣たちが群がって待るものではなかった。しかし推古朝くらいから、官司の成立にともなって生じた官吏がたむろするようになり、それらの官吏を組み込んだ宮廷の年中行事の起源となるようなものがはじまってくる。また斉明天皇が吉野に行幸したときに宴会が持たれたとあり、おりおり群臣を率い侍らていく場面がもたれていた。宮廷に群臣を集わせて宴を張ることは徐々にはじまって、参加者の規模を拡大していくのであって、推古天皇二十年正月丁亥条あたりですではじまっていたと考

えられる。それから「群臣」が集まって宮廷宴会が大規模に成立していくのは、時代背景などを勘案すると天智天皇七年正月七日の行事にかかわる宴会あたりがその嚆矢となるのではない。

さてそうして六世紀中葉から後半にかけ、群臣たちがしだいに規模を大きくして宴に侍ようになる。そのときその宴の場面で、どのような歌を詠み合うことになるのだろうか。かつては宴会といえはみずからの氏族が主宰する宴であるから、みずからの氏族を鼓舞する歌を詠み舞えばよい。

すでに掲げたが、『日本書紀』神武天皇即位前紀十月癸巳条で大伴氏の祖・道臣命は、

忍坂の 大室屋に 人多に 入り居りとも 人多はに 来入り居りとも みつみつし 来目の子
等が 頭椎い 石椎い持ち 撃ちてし止まむ

と詠った。また『古事記』上巻／神武天皇段でも、

忍坂の 大室屋に 人多に 来入り居り 人多に 入り居りとも みつみつし 久米の子が 頭
椎 石椎もち 撃ちてし止まむ みつみつし 久米の子等が 頭椎 石椎もち 今撃たば 良ら
し

みつみつし 久米の子等が 粟生には 葦一莖 そねが莖 そね芽繋ぎて 撃ちてし止まむ

みつみつし 久米の子等が 垣下に 植ゑし椒 口ひひく 吾は忘れじ 撃ちてし止まむ

神風の 伊勢の海 大石に 這ひ廻ろふ 細螺の い這ひ廻り 撃ちてし止まむ

などという囃しが見られる。祖先の功業を思い出し、活躍していまの地位を築いたときの勇姿を誇らしく詠み込んだ歌をうたって族員を鼓舞する。そういう歌が、代々傳承されてきた。しかしほかの氏族員が群臣としてあまた居並ぶ宴の場で、大伴氏や久米氏がこうした歌を詠むことはできまい。もしそのように詠ったとしても、その歌には、そこにいるだれも共感しないからだ。むしろ反発・反感すら生じるかもしれない。宮廷に多数の氏族出身者を一堂に集めた宴の場が生じた。それならば、それにふさわしい内容の歌謡が要る。どの氏族にも属さないような、新しい形式と諷刺を生じない内容の、そして天皇制的中央集権化という時代にのったあたらしい歌謡が作り出されなければ、宴の場での融和はなく、また宴そのものが成り立たない。

その時代の要求のなかから登場したのが、どこの氏族にも属さないあたらしい歌謡であり、その軌跡が『万葉集』に残る歌々なのだろう。その歌々は、時代の流れに即して大王家・天皇家の賛美し、各氏族たちの利害を超えているかまたはそれに関連しない題材を詠み込んでいる。あきらかに、あたらしい歌の世界の出現であった。また形式は、おむねは従来のそれを襲ったものかもしれないが、『万葉集』冒頭歌の「こもよ みこもち ふくしもよ みふくしもち」(巻一・一)ようにそれぞれの郷土・地域には三文字・四文字・五文字などのさまざまな言葉の区切り方の歌があったなかで、とくに長歌・短歌が五・七を主体とした形に収斂され整えられていく。これは、おそらく宮廷の宴の参加者たちのなかでの歌を詠むときの約束であって、やがてそれが各地に敷衍していったのだ。

宮廷の宴の場で詠われた歌々は侍臣などによって記録され、大王家と出席者たちの共有財産として蓄積されていった。天智天皇の詔をうけて「春山の万花の艶と秋山の千葉の彩とを競はしめたまひし時に」「歌を以て判れる歌」(巻一・一六題詞)を額田姫王が作ったのも宴の場であり、額田姫王が「あかねさす紫の行き」とよみかけて大海人皇子が「紫のほへる妹を」(巻一・二〇～二一)と応えたのも中大兄皇子が蒲生野で遊獵したあとの宴の場での詠み合いであったろう⁽⁶⁾。こうして多種多様な氏族員の集まる宴という歌の詠み合いの場が生じ、そのために氏族の枠を超えた宴の習慣が形成されていった。

こうした事情だったからこそ、『万葉集』の歌はほとんど天智朝・天武朝・持統朝など中央集権化が軌道にのって進んでいた時代からしか残っておらず、歌に特定の氏族臭が持ち込まれないものとなっ

た。そういうことではなかったか、と思う。

(注)

- (1) 拙稿「飛鳥・奈良の都と大宮人」(『古代の王朝と人物』所収、笠間書院刊、一九九七年)一六八頁。
- (2) 鈴木靖民氏「東アジア諸民族の国家形成と大和王権」(『講座日本歴史』一、東京大学出版会刊、一九八四年)
- (3) 黛弘道先生「推古朝の意義」(『岩波講座日本歴史』古代2所収、岩波書店刊、一九六二年六月。のち『律令国家成立史の研究』所収、吉川弘文館刊、一九八二年)
- (4) 『日本書紀』皇極天皇元年四月乙未条には「蘇我大臣、畝傍の家にして、百済の翹岐等を喚ぶ。親ら対ひて物話す。仍りて良馬一匹・鉄二十挺を賜ふ」とある。当時の宮廷の高官は外国使節に対して私邸でべつの宴席を用意し、それぞれの外交戦略を披瀝するとともにまた方向性を探っていたか。
- (5) 『懷風藻』(日本古典文学大系本)には、長屋王の「五言。於宝宅宴新羅客。一首」(六八番)のほか、藤原房前の「五言。秋日於長王宅宴新羅客。一首」(八六番)など宮廷の高官が新羅使人を私邸で饗応したときに詠んだ漢詩が多く収録されている。
- (6) 拙稿「額田姫王と十市皇女」(『古代史の異説と懷疑』所収、笠間書院刊、一九九九年)二四二頁。